

千葉市自殺対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、千葉市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第12条の規定による自殺総合対策大綱に基づき、関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携を確保し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千葉市自殺対策計画の推進に関すること。
- (2) 自殺について実態の把握に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関する必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体から、推薦された者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 警察関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 労働関係者
- (7) 経済関係者
- (8) 法律関係者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

なお、委員が出席できない場合は、所属する団体の中で、委員が指名する者を代理として出席させることができる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年2月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。